

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-10
提出年月日	令和5年3月24日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.3)	8条-本-33	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (3) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 (旧) 1号, 2号及び3号炉共用のエンジン駆動消火ポンプ (新) 1号, 2号及び3号炉共用のエンジン消火ポンプ	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8-とりまとめた資料-8	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8条-本-51	同上	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.3)	8条-本-35	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (10) 消火設備の故障警報 (11) 消火設備の電源確保 (旧) 1号, 2号及び3号炉共用のエンジン駆動消火ポンプ (新) 1号, 2号及び3号炉共用のエンジン消火ポンプ	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8条-本-55, 56	同上	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.3)	8条-本-37	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (2) 風水害対策 (旧) エンジン駆動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用) (新) エンジン消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用)	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8条-本-59, 60	同上	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.3)	8条-本-64	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) 第10.5.2表 消火設備の主要機器仕様 (旧) エンジン駆動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用) (新) エンジン消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用)	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8条-本-103	同上	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.3)	8条-本-65	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) 第10.5.3表 消火設備の主な故障警報 (旧) エンジン駆動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用) (新) エンジン消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用)	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8条-本-105	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 3)	8条-本-17	以下の記載を追加しました。 e. 貯蔵 (旧) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油の貯蔵機器としては、ディーゼル発電設備ディーゼル発電機燃料油貯油槽がある。 (新) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油の貯蔵機器としては、ディーゼル発電設備の燃料油サービスタンク及びディーゼル発電機燃料油貯油槽がある。 <u>燃料油サービスタンクについては、各燃料油サービスタンクに対応したディーゼル発電機を8時間連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。</u>	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 3)	8条-本-19	同上	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 4. 3)	<目次>	以下のとおり他条文との記載の統一を図りました。 (旧) 別添資料-1 別添資料-2 火災による損傷の防止 別添資料-3 (新) 別添-1 別添-2 <u>泊発電所3号炉 運用、手順説明資料</u> 火災による損傷の防止 別添-3	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 3)	8条-本-1	同上	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 4. 3)	<概要>	以下のとおり他条文との記載の統一を図りました。 (旧) 3. において、追加要求事項に適合するための <u>技術的能力(手順等)</u> を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 (新) 3. において、追加要求事項に適合するための <u>運用、手順等</u> を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 3)	8条-本-2	同上	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 4. 3)	8条-本-20	以下のとおり記載を修正しました (1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用 (旧) また、内部溢水対策で使用している止水剤については、 (新) また、内部溢水対策で使用している止水剤、 <u>止水パッキン</u> については、	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 3)	8-とりまとめた資料-2 8条-本-23	同上	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 4. 3)	8-とりまとめた資料-6, 9, 10 8-本-7, 41, 44, 42, 57, 61, 77, 89, 101, 102	フロアケーブルダクトに設置している自動消火設備については、常設重大事故等対処設備のケーブルに対するものである。また、8条の系統分離対策としては3時間耐火による分離としていることから、8条で記載していたフロアケーブルダクトに設置しているイナートガス消火設備に関する記載を削除し、記載の適正化を図りました。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 4. 3)	8条-本-7, 29, 30, 36, 39, 48, 58, 65, 66	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.3)	8-本-43, 44	<p>先行審査実績に合わせ、重要度分類審査指針からの火災防護対象機器選定とされたため、選定される機器が変更となった結果、原子炉格納容器内のケーブルトレイに対する蓋の設置についての記載を追加しました。なお、同様な対策を実施している美浜3号炉の記載を取り込み、比較も実施。</p> <p>(旧) 記載なし</p> <p>(新) (a) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が6m以上の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイから6m以内の範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製の蓋を設置する設計とする。</p> <p>(b) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が6mの離隔を有しない場合は、同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される両方のケーブルトレイ及びいずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイから周囲6m 以内の範囲に位置するケーブルトレイに対して、鉄製の蓋を設置する設計とする。</p>	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8条-本-69, 70	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.4.3)	8-本-26, 29~33	火災感知設備及び消火設備設置に関する記載について、先行審査実績の記載を踏まえ、記載の適正化を図りました。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8条-本-34, 38, 45, 46, 49, 50, 51	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8-とりまとめた資料-3, 4	<p>以下の記載について適正化を図りました。</p> <p>No.9</p> <p>(旧) 非アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視することはできないが、火災現象(急激な温度や煙の濃度の上昇等)を把握することができる」ものと定義する。</p> <p>(新) 非アナログ式とは「平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視することはできないが、火災現象を把握することができる」ものと定義する。</p>	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8-とりまとめた資料-7	<p>以下の記載を追加しました。</p> <p>No.17</p> <p>(旧) また、先行PWRとは、以下の相違がある。</p> <p>(新) また、先行PWR(大飯,高浜,美浜,川内,玄海,伊方)とは、以下の相違がある。</p>	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.4.3)	8-とりまとめた資料-7	<p>以下の脱字について修正を行いました。</p> <p>No17</p> <p>(旧) (a) 廃液貯蔵ピットについては</p> <p>(新) (a) 廃液貯蔵ピット室については</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.4.3）	8-本-36	以下の記載について修正を行いました。 (11)消火設備の電源確保 (旧)外部電源喪失時でも内燃機関を起動できるように蓄電池により電源を確保する設計とし、外部電源喪失時においても内燃機関より消火ポンプへ動力を供給することによって消火用水供給系の機能を確保することができる設計とする。 (新)外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように蓄電池により電源を確保する設計とし、外部電源喪失時においてもディーゼル機関より消火ポンプへ動力を供給することによって消火用水供給系の機能を確保することができる設計とする。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.3）	8条-本-56	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.3）	8条-本-108	以下の図について、鮮明な図面への差し替えを行いました。 第10.5.4図 自衛消防隊体制図	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.3）	8条-本-31, 35, 36	比較対象としている大飯3, 4号炉の記載について、BF審査による設置許可記載修正案の記載に修正しました。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.3）	8-とりまとめた資料-2 8条-本-23	差異説明欄に他のプラントの状況について以下のとおり記載を追加しました。 (旧)記載なし (新)なお、他のPWR（大飯、高浜、美浜、川内、玄海、伊方）も同様、難燃性材料ではない材料を使用している。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.4.3）	8条-本-31, 32, 36, 37	大飯3号炉の記載について、BF審査による設置許可添付八の記載修正案（設工認の補足説明資料）の記載を張り付けて泊との比較を行っています。	